

概要版

宮崎県人権教育・啓発推進方針

一人ひとりが尊重され、誰もが持てる力を發揮し、
生き生きと活躍できる社会をめざして

改定版



平成26年(2014年)12月

宮 崎 県



改定の趣旨

宮崎県では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、平成17年に「宮崎県人権教育・啓発推進方針」を策定し、「一人ひとりが尊重され、個性と能力が発揮される社会」を目指して、総合的かつ効果的な人権教育・啓発に関する施策を推進してきました。

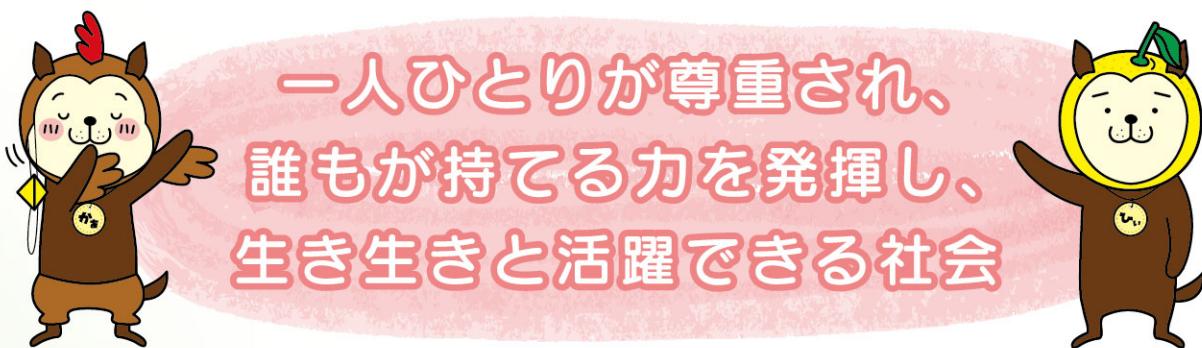
しかしながら、学校でのいじめや女性・子ども・高齢者・障がい者など社会的弱者に対する暴行・虐待の増加をはじめ、インターネット上に個人の名誉を侵害したり、特定の国籍、民族の外国人を排斥する趣旨の言動など、人権に関わる様々な問題が生じています。

そのため、これまでの成果や課題を踏まえ、現在の方針を継承・発展させながら、新たな人権問題等に対応するため、改定を行ったものです。



方針の目標

「心ゆたかに暮らせるみやざき」の実現に向け、年齢や性別、障がいのあるなし、国籍など、一人ひとりの個性や違いを尊重し合い、一人ひとりが夢や目標を持ち、その力を伸ばし、活躍できる社会であることが大切であるため、目標及び取組の基本を次のように掲げます。



取組の基本

- 県民一人ひとりが人権問題を自分に関わる問題として関心を持ち、互いの人権を尊重し合える社会づくり
- 互いの個性や価値観の違いなどを認め合い、一人ひとりの能力が十分に発揮できる社会づくり
- 誰もが地域や人々のつながりの中で、共に支え合い、共に生きる社会づくり

宮崎県人権教育・啓発推進方針の概要

① 目標

一人ひとりが尊重され、誰もが持てる力を発揮し、生き生きと活躍できる社会

- 県民一人ひとりが人権問題を自分に関わる問題として関心を持ち、互いの人権を尊重し合える社会づくり
- 互いの個性や価値観の違いなどを認め合い、一人ひとりの能力が十分に発揮できる社会づくり
- 誰もが地域や人々のつながりの中で、共に支え合い、共に生きる社会づくり

② 人権教育・啓発の基本的な在り方

実施主体間の連携と県民に対する多様な機会の提供

発達段階等を踏まえた効果的な方法

県民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

③ 施策の推進

あらゆる場を通じた推進

- 家庭における人権教育・啓発
- 学校における人権教育
- 地域社会における人権教育・啓発
- 企業等における人権教育・啓発
- 特定職業従事者等(※)に対する人権教育・啓発

※公務員、教職員等、医療関係者、福祉関係者、消防関係者、警察職員、マスメディア関係者、相談員など、人権との関わりの深い特定の職業への従事者

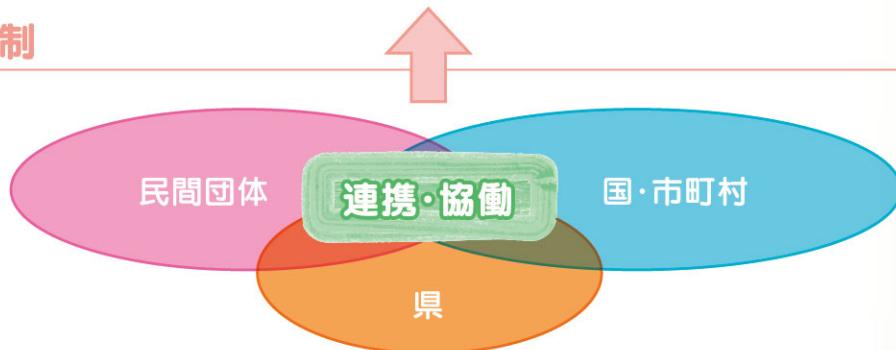
総合的かつ効果的な推進

- 実施主体の強化及び周知度の向上
- 人材の育成
- 教材・資料等の整備・充実
- 学習プログラムの開発
- 人権教育・啓発の内容及び手法の充実
- 宮崎県人権啓発センターの充実等
- マスメディア等の多様な広報媒体の活用
- 民間団体のノウハウの活用
- 人権問題に関する相談窓口の充実・連携

分野別施策の推進

- 女性 ○子ども ○高齢者
- HIV感染者・ハンセン病患者等
- 性的少数者(性的マイノリティ)
- 北朝鮮当局による拉致問題等
- 障がいのある人 ○同和問題 ○外国人
- 犯罪被害者等 ○インターネットによる人権侵害
- 刑を終えて出所した人
- その他

④ 推進体制



人権教育・啓発の推進

① 基本的な在り方

- ① 実施主体が互いに十分な連携をとって、県民の一人ひとりに対して、様々な学習機会を提供していくことが重要です。
- ② 発達段階を踏まえ、効果的に推進していくために、日常生活の経験などを具体的に取り上げたり、親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなどの創意工夫をこらして、ねばり強く実施する必要があります。
- ③ 県民の自主性を尊重するとともに、行政や教育の主体性や中立性を確保する必要があります。

② あらゆる場を通じた推進

県民の一人ひとりが家庭、学校、職場、地域社会などあらゆる場を通じ、人権尊重の理念について正しい理解を深め、日常生活の中で態度や行動として根付くことをめざします。

- (1) 家庭教育に関する学習機会の充実等に努めます。
- (2) 一人ひとりの子どもの人権を尊重した学校運営や教育活動等に努めます。
- (3) 地域の実情に応じ、人権尊重の理念について理解を深めるよう、様々な学習機会の充実等に努めます。
- (4) 企業等内における人権教育・啓発の取組への支援等に努めます。
- (5) 人権との関わりの深い特定の職業への従事者に対する教育・啓発を強化し、その人権意識の高揚に努めます。

③ 総合的かつ効果的な推進

単なる知識の伝授にとどまらず、日常生活において行動に結びつくための技術や、人権に配慮した態度を総合的に育んでいくことをめざします。

- (1) 実施主体の強化及び周知度の向上
- (2) 人材の育成
- (3) 教材・資料等の整備・充実
- (4) 学習プログラムの開発
- (5) 人権教育・啓発の内容及び手法の充実
- (6) 宮崎県人権啓発センターの充実等
- (7) マスメディア等の多様な広報媒体の活用
- (8) 民間団体のノウハウの活用
- (9) 人権問題に関する相談窓口の充実・連携



分野別施策の推進

人権教育・啓発の推進に当たっては、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題等を重要課題として取り上げ、積極的な推進を図ります。

女性

女性と男性が互いに人権を尊重しあい、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会づくりのための施策の推進を図ります。

- 男女共同参画社会の形成を阻害する慣習・慣行の見直し
- DV、性犯罪等、女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 仕事と家庭生活の両立支援 など

子ども

健やかに子どもを育てるため、家庭、学校、地域社会が互いに連携を図りながら、子どもの人権尊重及び保護に向けた施策の推進を図ります。

- 子どものいじめ防止対策の推進
- 子育て中の家庭や子どもからの相談に対する体制の充実や、児童虐待防止への取組
- 子どもの発達段階や個性に応じた適切な指導 など

高齢者

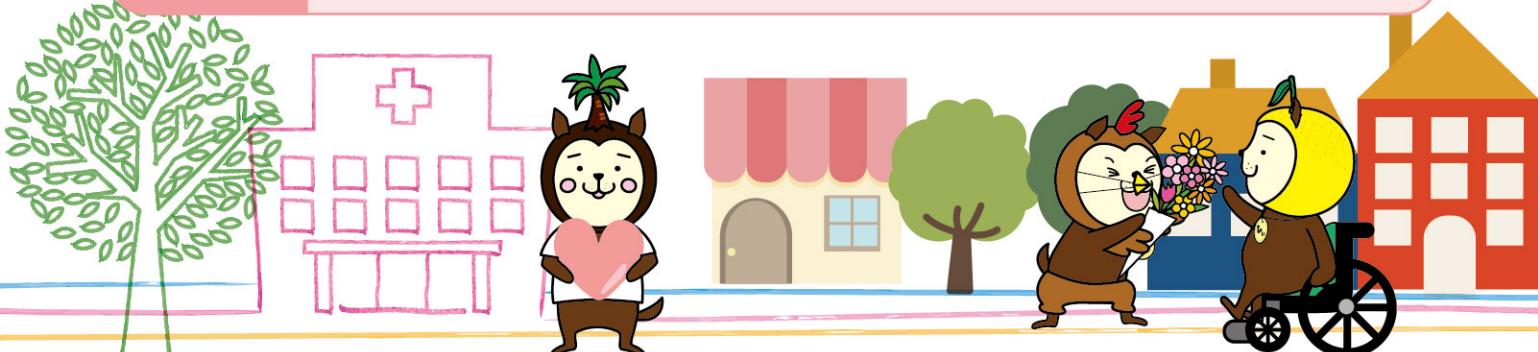
安心で自立した生活への支援や、知識と経験を活かし、社会を支える重要な一員として活動に積極的に参加できるよう施策の推進を図ります。

- 高齢者の権利擁護に関する取組の推進、相談体制の充実
- 社会参加の促進や就業の確保
- 介護サービスの基盤整備・質的向上 など

障がいのある人

障がいのある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、あらゆる分野の活動に参加できるよう施策の推進を図ります。

- 障がいを理由とする差別の解消や権利擁護に関する取組の推進
- 教育環境の整備・社会参加の促進
- 人にやさしい福祉のまちづくりの推進 など



同和問題

同和問題の早期解決を目的に、これまでの経緯と成果を踏まえながら、差別意識の解消に向けた施策の推進を図ります。

- 同和問題についての正しい理解と認識を深めるための取組
- 市町村や関係機関等と連携した総合的な県民啓発の推進
- えせ同和行為の根絶 など

外国人

国際化の進展に伴い、外国との交流が増大している中、外国人の人権に配慮し、安心して生活ができるよう施策の推進を図ります。

- 国際理解教育等の充実による国際感覚豊かな人づくりの推進
- 県民主体の国際交流・協力活動の促進
- 国籍や民族などの異なる人々が共に生きていくような、多文化共生社会づくりの推進 など

HIV感染者 ・ ハンセン病 患者等

正しい知識の普及・啓発によって、本人や家族が尊厳をもって暮らせる社会づくりや、社会復帰のための施策の推進を図ります

- エイズやハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発
- ハンセン病患者等の社会復帰に向けての関係機関との支援体制づくり など

犯 罪 被 害 者 等

犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇を権利として保障するとともに、適切な支援が途切れることなく行われるよう、施策の推進を図ります。

- 犯罪被害者等のニーズに応じた情報の提供や相談体制の充実
- 犯罪被害者等を支える環境づくりのための広報・啓発活動の推進
- 市町村職員に対する研修の機会提供 など



インターネットによる人権侵害

インターネットを悪用した人権侵害を防止するため、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解を深めるための施策の推進を図ります。

- インターネットの適切な利用等に関する広報・啓発
- 個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実 など

性的少数者（性的マイノリティ）

男女の二つの性に分けて固定的に判断することなく、性に対する多様な在り方について認識し、理解を深めていくための施策の推進を図ります。

- 研修会、講演会の開催等を通じた教育・啓発活動の推進
- 性同一性障がいで悩んでいる児童生徒への相談及び関係医療機関との連携 など

刑を終えて出所した人

偏見や差別意識を解消し、本人の社会復帰に資するための施策の推進を図ります。

- 偏見や差別をなくし、社会復帰に資するための啓発等
- 関係機関との連携による社会復帰等の支援 など

北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮当局による拉致問題等の真相を究明し、全面解決するために、拉致問題等に対する関心と理解を一層深める施策の推進を図ります。

- 国への要望活動や他の自治体との情報交換
- 学校教育における拉致問題等に関する理解と認識を深めるための取組
- 帰国した被害者等に対する支援 など

その他の人権に関する課題においても、その問題の原因となっている偏見や差別をなくし、一人ひとりの人権が尊重されるよう、それぞれの問題の特性に応じた人権教育・啓発の推進を図ります。



推進体制

① 県の推進体制

方針の総合的かつ効果的な推進を図るため、関係部局相互の緊密な連携・協働の下に全庁的な取組を推進します。

② 国、市町村との連携

国や市町村との役割分担を踏まえつつ、密接な連携・協働の下に取組を進めます。

③ 民間団体との連携

特に個別課題に柔軟に対応できるなどの優れた特性を持ったNPO等の民間団体と、その自主性や自発性を尊重しながら、連携・協働に努めます。

④ 施策の点検及び方針の見直し

方針に基づく施策の実施状況を点検し、その結果を以後の施策に反映させるよう努めるとともに、その実施状況を公開します。また、必要に応じこの方針の見直しを行います。

人権に関する相談窓口

人権に関して次の相談窓口を設けています。人権についてお困りの際は、お気軽に御相談ください。相談は無料です。また、相談内容は厳守されます。

窓口の名称		電話番号	受付時間
県 国	宮崎県人権啓発センター	(0985)26-0238	午前8時30分～午後5時15分 (土、日、祝日、年末年始を除く)
	宮崎地方法務局 人権擁護課	(0985)22-5124	
	宮崎地方法務局 都城支局	(0986)22-0490	
	宮崎地方法務局 延岡支局	(0982)33-2179	
	宮崎地方法務局 日南支局	(0987)25-9125	
	人権相談ダイヤル (みんなの人権110番)	全国共通 0570-003-110	

※その他の相談窓口については、宮崎県人権ホームページに掲載しています。

宮崎県人権ホームページ 

概要版 宮崎県人権教育・啓発推進方針(改定版)

宮崎県人権同和対策課

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号(県庁8号館6階)

TEL:0985-26-7067 FAX:0985-32-4454

E-mail:jinkendowataisaku@pref.miyazaki.lg.jp